

旭川市次期一般廃棄物最終処分場環境影響調査業務仕様書

令和5年7月

第1 共通仕様書

1 総則

本仕様書は、旭川市（以下「甲」という。）が発注する旭川市次期一般廃棄物最終処分場環境影響調査業務に適用する。

(1) 目的

本業務は、甲が計画している次期一般廃棄物最終処分場の整備に当たり、周辺地域の生活環境及び自然環境の現況を把握し、最終処分場の稼働による影響を予測するものであり、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に配慮した施設の計画づくりに資することを目的とするものである。

(2) 業務の名称

旭川市次期一般廃棄物最終処分場環境影響調査業務

(3) 調査及び履行場所

旭川市神居町春志内ほか

(4) 委託期間

契約締結の翌日から令和7年1月31日まで

(5) 施設概要

ア 事業予定地の面積

約17.4ヘクタール

イ 計画埋立容量

約64万立方メートル（最大）

ウ 埋立処分場所の面積

15ヘクタール未満

エ 構造形式

オープン型を基本とする。

オ 埋立期間

令和12年4月から令和27年3月までの15年間

(6) 業務内容

特記仕様書に定めるものとする。

(7) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、成果品の作成に当たっては事前に担当職員と協議すること。

- ア 中間報告書
- イ 現地調査報告書
- ウ 環境影響調査書（本編，資料編）
- エ 環境影響調査書（概要版）
- オ 上記電子媒体（DVD等）

2 一般事項

(1) 業務管理

- ア 本業務の受注者（以下「乙」という。）は、業務の円滑な進捗を図るため管理技術者として、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した最終処分場に係る同種業務を過去に担当した実務経験を有する者を配置し、業務の全般について技術的な管理を行わせなければならない。
- イ 乙は、契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出して承諾を得ること。
- ウ 乙は、本業務についての打合せ及び協議事項の全てについて議事録を作成し、甲に提出すること。

(2) 関係法令等の遵守

乙は、本業務の遂行に当たり、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）のほか、関係法令等を遵守しなければならない。

(3) 秘密及び中立性の保持

乙は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

(4) 資料の貸与

本業務の遂行に当たり、必要に応じて甲が所有している既存資料及び文献等を貸与する。乙は、資料等の貸与を受ける場合には、そのリストを作成し、甲に提出すること。なお、貸与された資料は、業務完了時に全て返却すること。

- ア 地形図データ（レベル1000）
※空中写真測量調査委託完了後（令和5年10月頃を予定）に貸与
- イ 地質調査結果
※地質調査委託完了後（令和6年2月頃を予定）に貸与
- ウ 自然保護調査報告書 神居古潭・嵐山地域（1982年3月発行 旭川市）
- エ 自然保護調査報告書 台場地域（1987年3月発行 旭川市）
- オ 自然保護調査報告書総集編（1991年3月発行 旭川市）

(5) 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、乙は甲と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障がないように努めなければならない。

(6) 提出書類等

乙は、次の関係資料を速やかに提出すること。また、着手前提出書類に変更が生じた時は、遅滞なく変更届を提出すること。

ア 着手前提出書類

- (ア) 免税事業者申出書（免税事業者に該当する場合のみ）
- (イ) 労働者災害補償保険関係成立証明書
- (ロ) 業務工程表
- (ハ) 管理技術者届及び経歴書
- (ニ) 業務対応連絡簿
- (ホ) 業務従事者名簿
- (ヘ) その他甲が必要とする書類

イ 業務完了時提出書類

- (ア) 業務完了届
- (イ) 成果品
- (ロ) その他業務に関わる資料、データ、図書等

(7) 留意事項

乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合には、その対応を行うこと。

本業務に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記すること。

(8) 検査

乙は、中間報告及び業務の完了に当たっては、所定の手続を経て甲の検査を受けなければならない。

本業務は甲の検査合格をもって完了とする。なお、納品後、成果品に記入漏れ、誤り等の不備が発見された場合には、乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

(9) 再委託の禁止

この仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ業務再委託承諾願を提出して、甲の承諾を得なければならない。

(10) 業務の連携

乙は、別に発注している「旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定支援及び基本設計業務」、「旭川市次期一般廃棄物最終処分場測量調査業務」、「旭川市次期一般廃棄物最終処分場地質調査第1工区委託」及び「旭川市次期一般廃棄物最終処分場地質調査第2工区委託」の受託者と連携すること。

(11) 支払条件

本業務は2か年度にわたるため、支払は2回払（各年度検査合格後）とする。

(12) その他

甲が必要と認めた時は、業務の変更等を命ずることができる。この場合の変更等については、甲と乙との協議の上、契約金額の増減を決定する。

甲は、地域の説明及び関係者協議に係る資料について、業務履行上必要な範囲で作成を求めることとし、検査の所定の手続を経ずに使用をすることがある。

第2 特記仕様書

1 環境影響調査業務内容

(1) 打合せ協議

初回，中間3回，提出時の計5回とする。また，打合せはすべて1日扱い（日帰り）とする。

(2) 業務計画書の作成

業務目的・趣旨を把握した上で，設計図書に示す業務内容を確認し業務計画書を作成する。

(3) 調査事項の整理

調査事項は，最終処分場の稼働及び当該施設に係る廃棄物の搬出入に伴って生じる環境への影響に関するものとし，大気質，騒音，振動，悪臭，水質，地下水，動物，植物及び生態系に係る各調査事項の具体的な項目については，最終処分場の規模，埋立対象となる廃棄物の種類や性状並びに地域特性を勘案して，必要な調査項目を整理する。

なお，最終処分場の構造上の特性や地域特性からみて，影響の発生が想定されない調査事項については，具体的な調査を実施しないこととし，この場合，実施しないと判断した理由を整理する。

(4) 調査対象地域の設定

調査対象地域は，施設の種類及び規模，立地場所の気象及び水象等の自然的条件並びに人家の状況などの社会的条件を踏まえて，調査事項が周辺環境に影響を及ぼすおそれがある地域として設定する。調査事項ごとの調査対象地域は，調査実施時点で一般的に用いられている影響予測手法によって試算する。

(5) 現況調査

ア 現況把握

現況調査は，環境影響評価項目として選定した環境要素及び関連する基礎的事項について，既存の文献，資料等を中心に現況把握を行うものとし，不十分な場合は現地調査により補完する。現地調査に当たっては，必要な調査結果が得られるよう適切な時期を設定するものとし，現段階で想定している現地調査内容は以下に示すとおり。

イ 現地調査

(7) 大気質

a 調査項目：二酸化窒素，浮遊粒子状物質，交通量，粉じん及び気象（風向・風速，気温・湿度）を調査する。

b 調査地点：二酸化窒素，浮遊粒子状物質及び交通量については道路沿道の2地点，粉じん及び気象については事業予定地又は近傍の1地点。

- c 調査頻度：二酸化窒素，浮遊粒子状物質，粉じん及び気象については1回，1週間連続測定，交通量については1回（24時間）。
- d 調査方法
 - (a) 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める方法により行う。
 - (b) 浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法により行う。
 - (c) 交通量については「カウンター計測」により行う。
 - (d) 粉じんについては「日本工業規格（以下「JIS」という。）JIS Z 8814」に定める方法により行う。
 - (e) 気象は「地上気象観測指針」（平成14年3月気象庁）に定める方法により行う。

(イ) 騒音

- a 調査項目：環境騒音(LAeq, L5, L50, L95)及び道路交通騒音(LAeq, L5, L50, L95)
- b 調査地点：環境騒音は事業予定地敷地境界の2地点，道路交通騒音は道路沿道の2地点。
- c 調査頻度：それぞれ1回（24時間）。
- d 調査方法
 - (a) 騒音レベルについては「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法により行う。

(ウ) 振動

- a 調査項目：環境振動(L10, L50, L90)，道路交通振動(L10, L50, L90)及び地盤卓越振動数
- b 調査地点：環境振動は事業予定地敷地境界の2地点，道路交通振動及び地盤卓越振動数は道路沿道の2地点。
- c 調査頻度：環境振動は1回（24時間），道路交通振動及び地盤卓越振動数は1回（12時間）。
- d 調査方法
 - (a) 環境振動及び道路交通振動レベルの調査については「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法により行う。
 - (b) 地盤卓越振動数については「道路環境影響評価の技術手法」（平成24年度版，国総研資料 第714号）に定めのある，大型車の単独走行時の振動加速レベルを10台分データレコーダに記録し，記録した振動加速レベルから1/3オクターブバンド分析器を用いて最大を示す周波数帯域の中心周波数を分析する。

(I) 悪臭

- a 調査項目：特定悪臭物質濃度(22物質)及び臭気指数及び気象(風向・風速)
- b 調査地点：特定悪臭物質及び気象は事業予定地敷地境界及び至近家屋の2地点、臭気指数は事業予定地敷地境界の2地点。
- c 調査頻度：1日(2回)
- d 調査方法
 - (a) 特定悪臭物質22物質(アンモニア, メチルメルカプタン, 硫化水素, 硫化メチル, 二硫化メチル, トリメチルアミン, アセトアルデヒド, プロピオンアルデヒド, ノルマルブチルアルデヒド, イソブチルアルデヒド, ノルマルバレルアルデヒド, イソバレルアルデヒド, イソブタノール, 酢酸エチル, メチルイソブチルケトン, トルエン, スチレン, キシレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸)については「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に定める方法により行う。
 - (b) 臭気指数については「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法により行う。
 - (c) 風向風速については, 簡易型風向風速計を用いて行う。

(オ) 水質(水の濁り・水の汚れ)

- a 調査項目：生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目), 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目), ダイオキシソ類及び流量
- b 調査地点：事業予定地下流1地点, 放流水の流入河川上流各1地点の計2地点
- c 調査頻度：生活環境項目, 健康項目及びダイオキシソ類は2回(豊水期及び濁水期), 流量は降雨時の2回
- d 調査方法
 - (a) 生活環境項目(水素イオン濃度, 生物化学的酸素要求量, 浮遊物質, 溶存酸素量, 大腸菌群数, 全窒素及び全燐), 健康項目(カドミウム, 全シアン, 有機リン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1-2-ジクロロエタン, 1-1-ジクロロエチレン, シス-1-2-ジクロロエチレン, 1-1-1-トリクロロエタン, 1-1-2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1-3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素及び1,4-ジオキサソ)については, 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に定める方法により行う。
 - (b) ダイオキシソ類については「ダイオキシソ類による大気汚染, 水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に定める方法により行う。
 - (c) 流量については「JIS K 0094-1994」に定める方法により行う。

(カ) 地下水

- a 調査項目：地下水の水位，地下水位観測井戸（別に発注している地質調査業務で設置するボーリング孔）の水質（電気電導率・pH・塩化物イオン及び人の健康の保護に関する環境基準（健康項目））及び湧水。
- b 調査地点：事業特性及び地域特性を踏まえ，事業の実施による地下水への影響を適切に把握できる5地点とする。観測井の配置は，別に発注する「旭川市次期一般廃棄物最終処分場地質調査業務」において設置する。
- c 調査頻度：地下水及び湧水の調査時期は，豊水期及び渇水期の2回実施する。地下水の水質のうち，電気電導率・pH・塩化物イオンは，豊水期及び渇水期の2回実施する。一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府，厚生省令第1号）別表第2に掲げる項目については，1回実施する。また湧水の現地調査は，地表の様子が最も良く観察できる時期とする。なお，必要に応じて調査，観測を追加することとする。
- d 調査方法：
 - (a) 地下水の水位は，「地下水調査および観測指針（案）」（平成5年3月建設省河川局）に定める方法により調査する。
 - (b) 地下水の水質（電気電導率・pH・塩化物イオン）は，「JIS K 0400-13-10：1999」に定める方法により行う。健康項目については，「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法により行う。
 - (c) 湧水の状況は事業予定地及びその周辺地域を踏査する。

(キ) 動物

土地の改変により周辺に生息する動物種及び生息環境への影響について，以下の調査を行う。

- a 調査項目：動物相（哺乳類，鳥類，爬虫類・両生類，昆虫類，魚類，底生動物）の状況，動物の重要な種の分布，生息の状況及び生息環境の状況
- b 調査地点：事業予定地及びその周辺地域，水生動物の調査地点は事業予定地内の沢の上流，中流，下流域とする。
- c 調査頻度
 - (a) 哺乳類では春，夏，秋及び冬の4回実施
 - (b) 鳥類では春，夏（繁殖期），秋及び冬の4回実施
 - (c) 爬虫類・両生類及び昆虫類では春及び夏の2回実施
 - (d) 魚類では夏及び秋の2回実施
 - (e) 底生動物では早春及び夏の2回実施
- d 調査方法
 - (a) 哺乳類はフィールドサイン調査
 - (b) 鳥類及び爬虫類・両生類は任意確認調査
 - (c) 昆虫類は任意採集調査

- (d) 魚類は捕獲調査
- (e) 底生動物は定性採集調査，定量採集調査の方法により行う。
- (f) 動物の重要な種の分布，生息の状況及び生息環境の状況については，既存資料の収集結果及び現地調査結果について解析を行う。

(ク) 植物

土地の改変により周辺に生育する植物種及び生育環境への環境について，以下の調査を行う。

- a 調査項目：植物相（陸生植物（大型水生植物），付着藻類）及び植生（植物群落）の状況，植物の重要な種及び重要な群落の分布，生育の状況並びに生育環境の状況
- b 調査地点：事業予定地及びその周辺地域
- c 調査頻度：陸生植物（大型水生植物）は春の1回，付着藻類は夏の1回実施。植生（植物群落）は初夏～初秋の間に林床の草本類や木本の枝葉が繁茂する時期とする。
- d 調査方法
 - (a) 植物相調査のうち，陸上植物（大型水生植物を含む）は踏査によるフロラ調査
 - (b) 付着藻類はコドラート法を用いた定量採集調査
 - (c) 植生（植物群落）はコドラート調査（植物社会学的調査）

(ケ) 生態系

土地の改変による影響について，以下の調査を行う。

- a 調査項目：動植物その他自然環境に係る概況，複数の注目種などの生態及び他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況
- b 調査地点：事業予定地及びその周辺地域
- c 調査頻度：動物相，植物相については動物調査及び植物調査を活用
- d 調査方法
 - (a) 動植物その他の自然環境に係る概況については，文献調査及び動物，植物の現地調査結果を活用し，これらの情報を基に動植物の生息・生育の場となる地形，植生状況について整理し，環境の類型区分を行う。
 - (b) 複数の注目種などの生態，他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況については，地域を代表する生態系に関し，「上位性」，「典型性」，「特殊性」の観点から注目種又は群落を抽出した上で，これらの生息，生育環境について整理する。
 - (c) 生態や過去の知見を参考に他の動植物との食物連鎖及び共生などの観点から整理する。

ウ 現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、既存の文献、資料から得た情報と、現地調査により得た情報をあわせて整理する。

(6) 予測及び評価

ア 大気質

(7) 予測内容

- a 供用後：施設の稼働（車両の走行による廃棄物の運搬）に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

対象事業の供用後において、廃棄物の運搬に用いる車両の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測を行う。

- b 供用後：施設の稼働（廃棄物の埋立に伴う機械）に係る粉じん

対象事業の供用後において、廃棄物の埋立に伴う機械に係る粉じんの予測を行う。

(4) 評価

評価に当たっては、大気の汚染に係る環境基準等との整合が図られているかを明らかにする。

イ 騒音

(7) 予測内容

- a 供用後：施設の稼働（廃棄物の運搬）による車両の走行に係る騒音

対象事業の供用後において、廃棄物の運搬による車両が周辺の既存道路を走行する際の騒音予測を行う。

- b 供用後：施設の稼働（廃棄物の埋立に伴う機械）に係る騒音

対象事業の供用後において、廃棄物の埋立に伴う機械に係る騒音予測を行う。

- c 供用後：施設の稼働（浸出液処理施設）に係る騒音

対象事業の供用後において、浸出液処理施設の稼働に係る騒音予測を行う。

(4) 評価

評価に当たっては、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準、騒音に係る環境基準等との整合が図られているかを明らかにする。

ウ 振動

(7) 予測内容

- a 供用後：施設の稼働（廃棄物の運搬）による車両の走行に係る振動

対象事業の供用後において、廃棄物の運搬による車両が周辺の既存道路を走行する際の振動予測を行う。

- b 供用後：施設の稼働（廃棄物の埋立に伴う機械）に係る振動

対象事業の供用後において、廃棄物の埋立に伴う機械に係る振動予測を行う。

ｃ 供用後：施設の稼働（浸出液処理施設）に係る振動

対象事業の供用後において、浸出液処理施設の稼働に係る振動予測を行う。

(イ) 評価

評価に当たっては、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準等との整合が図られているかを明らかにする。

エ 悪臭

(ア) 予測内容

対象事業の供用後において、埋立中の廃棄物から発生する悪臭の予測を行う。

(イ) 評価

評価に当たっては、悪臭に係る規制基準との整合が図られているかを明らかにする。

オ 水質（水の汚れ）

(ア) 予測内容

対象事業の供用後において、浸出液処理施設からの処理水の放流による水の汚れ（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数及び全窒素）の予測を行う。

(イ) 評価

評価に当たっては、水質汚濁に係る環境基準等との整合が図られているかを明らかにする。

カ 地下水

(ア) 予測内容

事業計画地とその周辺地域の、最終処分場の存在による地下水の水位や流動状況への影響を予測する。

(イ) 評価

予測結果及び検討した環境保全処置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか、その効果が十分であるかどうかを明らかにする。

キ 動物

(ア) 予測内容

対象事業の供用後において、土地の改変により重要な種及び注目すべき生息地に与える程度を予測する。

(イ) 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。具体的には、保全対象ごとに、講じようとする環境保全措置を踏まえて事業の実施後の状況

を現況との対比により明らかにし、保全対象の重要度を踏まえつつ、影響の程度に対する見解を評価の結果として示す。

ク 植物

(7) 予測内容

対象事業の供用後において、土地の改変により重要な種及び重要な群落に与える程度を予測する。

(4) 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。具体的には、保全対象ごとに、講じようとする環境保全措置を踏まえて事業の実施後の状況を現況との対比により明らかにし、保全対象の重要度を踏まえつつ、影響の程度に対する事業者の見解を評価の結果として示す。また、保全を図る区域に影響を与えると予測される侵略的な外来種の侵入、拡散について、その程度について評価結果として示すこととする。

ケ 生態系

(7) 予測内容

対象事業の供用後において、土地の改変により地域生態系を特徴づける種、生態系に与える程度を予測する。

(4) 評価

植物、動物等の調査結果から地域生態系を特徴付ける種、生態系の上位に位置する種、他の種の生存基盤となる種などの分布、生息（育）状況のほか生息（育）環境を一体として保全を図るべき区域を把握した上で、水象、地質などの成立基盤との相互関連性について検討するとともに、事業実施後の緑地の配置、連続性といった空間的広がりやその保全のための措置を踏まえ、生息（育）環境への影響の程度に対する見解を予測及び評価の結果として示す。

(7) 環境保全措置の検討

本事業の実施に係る環境影響が実行可能な範囲で回避、低減されているかの視点で環境保全措置の検討を行う。また、その検討の経緯についても明らかにする。

(8) 事後調査計画の検討

各環境影響評価結果を受け予測の不確実性が大きい場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において環境影響への重大性に応じて検討を行う。

(9) 環境影響の総合的な評価

環境影響評価項目のそれぞれについて、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の検討結果の概要を整理し、評価結果の相互の関係を検討することにより行う。

(10) 報告書等の作成

全作業の結果から次の内容についてとりまとめ、報告書を作成する。

ア	現地調査報告書	(400頁程度)	5冊
イ	環境影響調査書(本編)	(300頁程度)	5冊
ウ	環境影響調査書(資料編)	(200頁程度)	5冊
エ	環境影響調査書(概要版)	(50頁程度)	100冊

2 年度別業務内容

本業務の履行に当たり、年度別の業務内容について次に示すものを参考にし、各年度の業務報告書を作成すること。

業務内容		作成する成果品
1 R5年度		・ 中間報告書
(1)	調査事項の整理	
(2)	調査対象地域の設定	
(3)	現況把握	
(4)	現地調査 大気質調査, 騒音調査, 振動調査, 悪臭調査, 水質調査, 地下水調査 哺乳類, 鳥類 (秋, 冬) 2回 昆虫類 (夏) 1回 魚類 (秋) 1回 底生動物 (早春) 1回	
2 R6年度		・ 現地調査報告書 ・ 環境影響調査書 (本編) ・ 環境影響調査書 (資料編) ・ 環境影響調査書 (概要版)
(1)	現地調査 水質調査, 地下水調査 1回 哺乳類 (春, 夏) 2回 鳥類 (春, 夏 (繁殖期)) 2回 爬虫類・両生類 (春, 夏) 2回 昆虫類 (春) 1回 魚類, 底生動物 (夏) 1回 植物相, 植物群落 (春) 1回 付着藻類 (夏) 1回 生態系 1業務	
(2)	予測及び影響の分析	
(3)	環境影響調査書作成	

別表 調査内容一覧

調査項目		調査方法	範囲・地点	頻度・時期	予測
大気質	二酸化窒素	二酸化窒素に係る環境基準について 【昭和 53 年環境庁告示第 38 号】	道路沿道 2 地点	1 回 1 週間連続測定	廃棄物運搬車 両
	浮遊粒子状物質	大気の汚染に係る環境基準について 【昭和 48 年環境庁告示第 25 号】	道路沿道 2 地点	1 回 1 週間連続測定	廃棄物運搬車 両
	交通量	カウンター計測	道路沿道 2 地点	1 回 24 時間	廃棄物運搬車 両
	粉じん	JIS Z 8814	事業予定地又は近傍 1 地点	1 回 1 週間連続測定	埋立作業
	気象（風向き、風速）	地上気象観測指針 【平成 14 年 3 月気象庁】	事業予定地又は近傍 1 地点	1 回 1 週間連続測定	埋立作業 廃棄物運搬車 両
騒音	環境騒音	騒音に係る環境基準について 【平成 10 年環境庁告示第 64 号】	事業予定地敷地境界 2 地点	1 回 24 時間	埋立作業 浸出液処理施設 の稼働
	道路交通騒音	騒音に係る環境基準について 【平成 10 年環境庁告示第 64 号】	道路沿道 2 地点	1 回 24 時間	廃棄物運搬車 両
振動	環境振動	振動規制法施行規則 【昭和 51 年総理府令第 58 号】	事業予定地敷地境界 2 地点	1 回 24 時間	埋立作業 浸出液処理施設 の稼働
	道路交通振動	振動規制法施行規則 【昭和 51 年総理府令第 58 号】	道路沿道 2 地点	1 回 12 時間	廃棄物運搬車 両
	地盤卓越振動数	道路環境影響評価の技術手法 【平成 24 年度版、国総研資料第 714 号】	道路沿道 2 地点	1 回 12 時間	廃棄物運搬車 両
悪臭	特定悪臭物質（22 物質）	特定悪臭物質の測定方法 【昭和 47 年環境庁告示第 9 号】	事業予定地敷地境界，至 近家屋 計 2 地点	1 日（2 回）	施設からの悪 臭発生
	臭気指数	臭気指数の算定の方法 【平成 7 年 9 月，環境庁告示第 63 号】	事業予定地敷地境界 2 地点	1 日（2 回）	施設からの悪 臭発生
	気象（風向・風速）	簡易型風向風速計	事業予定地敷地境界，至 近家屋 計 2 地点	1 日（2 回）	施設からの悪 臭発生
水質	生活環境項目	水質汚濁に係る環境基準について 【昭和 46 年環境庁告示第 59 号】	事業予定地地下流 放流水流入河川上流 計 2 地点	2 回 豊水期，渇水期	浸出液処理施設 からの放流
	健康項目				

水質	ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について 【平成 11 年環境庁告示第 68 号】	事業予定地下流 放流水流入河川上流 計 2 地点	2 回 豊水期、渇水期	浸出液処理施設からの放流
	流量	JIS K 0094-1994	事業予定地下流 放流水流入河川上流 計 2 地点	2 回 降雨時	浸出液処理施設からの放流
地下水	地下水位	地下水調査および観測指針（案） 【平成 5 年 3 月建設省河川局】	井戸 5 地点	1 年間	最終処分場の存在による影響
	地下水質 pH, 電気伝導率, 塩化物イオン	JIS K 0400-13-10:1999	井戸 5 地点	2 回 豊水期・渇水期	
	健康項目	水質汚濁に係る環境基準について 【昭和 46 年環境庁告示第 59 号】	井戸 5 地点	1 回	
	湧水	現地調査		2 回	
動物	哺乳類	フィールドサイン調査	事業予定地及びその周辺	4 回 春, 夏, 秋, 冬	
	鳥類	任意確認調査	事業予定地及びその周辺	4 回 春, 夏, 秋, 冬	
	爬虫類・両生類	任意確認調査	事業予定地及びその周辺	2 回 春, 夏	
	昆虫類	任意採集調査	事業予定地及びその周辺	2 回 春, 夏	
	魚類	捕獲調査	事業予定地内の沢の上流, 中流, 下流域	2 回 夏, 秋	
	底生動物	定性採集調査 定量採集調査	事業予定地内の沢の上流, 中流, 下流域	2 回 早春, 夏	
植物	陸生植物 (大型水生植物)	踏査によるフロラ調査	事業予定地及びその周辺	1 回 春	
	付着藻類	コドラート法を用いた定量採集調査	事業予定地及びその周辺	1 回 夏	
	植生 (植物群落)	コドラート調査 (植物社会学的調査)	事業予定地及びその周辺	1 業務 初夏～初秋	
生態系	動植物	動物, 植物の調査結果を活用	事業予定地及びその周辺		